

CO2削減相当量認証制度における検証手数料規定

本手数料規定は、グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会が実施しているグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度において、検証機関である日本品質保証機構（以下、「機構」という。）が行う検証業務に係る手数料（以下、「検証手数料」という。）を規定するものである。

1. 適用

検証手数料は、CO2削減計画検証とCO2削減相当量検証に適用するものとする。

2. 検証手数料構成

料金は以下のとおりとする。

CO2削減計画検証 申請手数料	CO2削減計画の検証により発生した料金とする。 当該CO2削減計画申請にかかる1発電設備（1設備認定番号あたり）につき単価を乗じたもの。 なお、検証結果報告書の作成については本手数料に含まれるものとする。
CO2削減相当量検証 申請手数料	CO2削減相当量の検証により発生した料金とする。 当該CO2削減相当量申請にかかる1発電設備の1年度分の検証申請につき単価を乗じたもの。 なお、削減相当量の実績確認ならびに検証結果報告書の作成については本手数料に含まれるものとする。

3. 検証手数料単価表

CO2削減計画検証申請手数料	3,000円/1発電設備（1設備認定番号あたり）
CO2削減相当量検証申請手数料	3,000円/1検証申請あたり

上記料金単価には、消費税及び地方消費税を含まない。

4. 請求金額の計算

第3項の規定にかかわらず、機構はその請求の都度、同項に基づき計算される請求金額に、最新の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を請求するものとする。

5. 支払い方法

申請者への料金の請求は毎四半期末に行うものとし、申請者はこの請求に従い支払いを行う。
なお、支払い手数料は支払い者が負担する。

6. 支払い期日

支払い義務者は、別途定めのない限り、請求書発行から30日以内に機構指定の口座に料金を支払わなければならない。

支払いが遅延した場合は必要な措置を講ずる。

7. 規定の改定

本規定については、機構の業務量・収支状況等を考慮した上で、作成するものとする。

本規定の改定は、申請者会合に諮った後に実施する。

以上

附 則(2018年8月1日制定)

1. この規定は、2018年8月1日より施行する。

附 則(2019年3月7日改定)

1. この規定は、2019年4月1日より施行する。